



限度額認定証の手続きはお早めに

限度額適用認定証および限度額適用・標準負担額減額認定証（以下、限度額証）は、医療費が高額になった場合、医療機関の窓口にて、医療費の支払いを一定額（限度額）で済ませることができる制度です。限度額証は、原則、申請月の1日から適用となり、有効期限は毎年7月31日です。

▼更新のお知らせを送付します

国民健康保険被保険者で、既に限度額証の交付を受けている場合、限度額証更新のお知らせと申請書を7月上旬に送付します。令和4年8月1日以降も限度額証が必要な場合は、国保年金課または各総合支所市民福祉係まで申請ください。ただし、国民健康保険税の滞納がある場合や世帯内に所得未申告者がいる場合は、交付できない場合があります。必ず、所得申告をした上で申請をお願いします。

▼対象者 国民健康保険被保険者で、次のいずれかに当てはまる人

- ① 70歳未満の人
- ② 70～74歳で、住民税課税所得145万円以上690万円未満の人
- ③ 70～74歳で、住民税非課税世帯の人

▼申請方法

[受付先] 国保年金課または各総合支所市民福祉係（保原を除く）

[持参するもの] 申請書、顔写真付き身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証など）

※別世帯の代理人による申請の場合は、委任状が必要です。

▼国民健康保険被保険者（70歳未満）の自己負担限度額（月額）

所得区分 (基準総所得額※1)	限度額（外来または入院）		食事代 (1食)
	1～3回目（年）	4回目以降（年）	
901万円超	25万2,600円 + (医療費の総額 - 84万2,000円) × 1%	14万100円	460円
600万円超～901万円以下	16万7,400円 + (医療費の総額 - 55万8,000円) × 1%	9万3,000円	
210万円超～600万円以下	8万100円 + (医療費の総額 - 26万7,000円) × 1%	4万4,400円	
210万円以下	5万7,600円	4万4,400円	
住民税非課税世帯	3万5,400円	2万4,600円	210円（※2）

※1：基準総所得額 = 前年の総所得額等 - 基礎控除43万円

※2：91日以上入院した場合は、申請により申請月の翌月1日から160円

▼国民健康保険高齢受給者（70～74歳）の自己負担限度額（月額）

※所得区分が下表の黄色の部分に該当する人は、申請が必要です

所得区分 (課税所得)	負担区分	限度額		食事代 (1食)	
		外来 (個人単位)	外来 + 入院（世帯単位）		
			1～3回目（年）		4回目以降（年）
690万円以上	3割	25万2,600円 + (医療費の総額 - 84万2,000円) × 1%	14万100円	460円	
380万円以上			9万3,000円		
145万円以上			4万4,400円		
一般	2割	1万8,000円 (年間上限： 14万4,000円)	5万7,600円		4万4,400円
低所得者Ⅱ（※3）			2万4,600円		210円（※5）
低所得者Ⅰ（※4）			1万5,000円		100円

※3：住民税非課税世帯（低所得者Ⅰを除く）

※4：住民税非課税世帯で、必要経費や基礎控除などを差し引いた所得が0円となる世帯（年金収入は80万円まで）

※5：91日以上入院した場合は、申請により申請月の翌月1日から160円